

小学校全学年35人学級に向けた普通教室確保の対応方針について

1 主旨

今般、小学校の学級編制の標準を現行の40人（1年生は35人）から35人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行された。

学年の進行により、35人に段階的に引き下げ、令和7年度には全学年が35人学級となることから、学級数の増加に伴い教室の不足が想定される学校においては、令和6年度末までに計画的な施設整備を進める必要がある。

このたび、35人学級に向けた普通教室確保の対応方針をとりまとめたので報告する。

2 35人学級に伴い対応が必要な学校の把握

(1) クラス数の増加が見込まれる学校数

全学年35人学級を見据えた令和9年度までのクラス数の推計において、最大クラス数が増加となる学校数は、61校中35校である。

（令和3年5月1日時点の児童推計に基づく）

(2) 大規模な改修工事が必要な学校

児童数の増加とともに、35人学級に対応するために普通教室確保に向けた大規模な改修設計・工事が必要となる学校は、35校中、以下の15校である。

対象校：桜小、駒沢小、上北沢小、中丸小、松丘小、城山小、東深沢小、
桜町小、等々力小、明正小、八幡山小、砧南小、千歳小、千歳台小、
下北沢小

3 普通教室確保に向けた対応方針

普通教室確保にあたっては、多目的室やその他転用可能な部屋を普通教室に転用することを基本とする。

しかしながら、松丘小学校及び、中丸小学校の2校については、既存校舎棟に普通教室を確保することが困難であるため、以下の対応とする。

①松丘小学校については、現在、隣接する教育会館の敷地に増築棟（新BOP室）を建設中であるが、更に、会館内の科学実験室を令和3年9月より理科室として活用した上で、既存校舎棟に普通教室を確保する。

なお、利用期間は、今後の児童数の状況等を見極めながら判断する。

②中丸小学校については、隣接民有地を賃借し、増築棟（新BOP室）を整備した上で、既存校舎棟に普通教室を確保する。

なお、利用期間は、土地所有者の意向を踏まえつつ、今後の児童数の状況や改築時期等を見極めながら判断する。

4 整備スケジュール（予定）

令和4年度 中丸小（増築棟整備）、桜町小

令和5年度 桜小、駒沢小、中丸小、松丘小、東深沢小、等々力小、
八幡山小、砧南小、千歳小、千歳台小、下北沢小

令和6年度 上北沢小、城山小、明正小

*その他、児童増のみの要因により普通教室確保が必要となる学校については、
別途、児童数の状況に応じて改修工事を実施する。

5 その他

今後は、「4 整備スケジュール（予定）」を基本に、工事経費等の予算要求を行うこととする。